

報告第 10 号

事故繰越し繰越計算書について

令和 5 年度三次市一般会計予算事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越した
たので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定
により報告する。

令和 6 年 6 月 14 日提出

三次市長 福岡 誠 志

令和5年度 三次市一般会計予算 事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支 出 負 担 行 為 予 定 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
6 農林水産業費	3 林業費	県営幹線林道整備事業 (比和新庄線)	円 4,456,000	円 0	円 4,456,000	円 0	円 4,456,000	円 4,400,000	円 0	円 0	円 31,000	円 25,000	県営事業が事故繰越しとなったため